

受験生の皆様へ

高等教育の修学支援新制度について

本学は、令和2年度から始まりました「高等教育の修学支援新制度」の対象大学として認可を受けています。

本学に入学を希望する受験生のうち、制度の対象となる者について以下の通り取り扱いをいたしますのでお知らせします。

対象者

日本学生支援機構（Jasso）の「給付奨学金」を受けられる方で、大学での納入金のうち「入学金及び授業料」の減免を希望される方が対象です。

本学での対応

1. 入学金及び授業料の減免申請予定者は、減免の結果が判明するまでの間は「授業料」の納入を猶予します。
2. 入学金及びその他の納入金（施設資金等）は、合格発表後の入学手続期間中に納入していただきます。
3. 音楽科の授業料については、定められた支援限度額を超えます。支援限度額を超過した金額は、合格発表後の入学手続期間中に納入していただきます。

大学での手続きの方法

○入学試験を出願（受験）するとき

提出書類

- ① 高等教育の修学支援新制度に伴う授業料納入猶予申請書（大学所定様式）
- ② 日本学生支援機構が交付する「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知書」をお持ちの方はその写しを提出してください。申請中の方は、給付奨学金申請時の「給付奨学金確認書」の写しを提出してください。この場合、後日、日本学生支援機構から「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知書」を受領した際は、その写しを提出してください。

書類の送付

出願書類とともに、入試広報課まで郵送してください。

○入学試験に合格したとき

- ① 提出された書類に基づき審査し、対象者に「授業料納入金猶予許可書」を送付します。
- ② 入学金及びその他の納入金は納付書に従って納入してください。

大学入学後の手続き及び減免の決定

- ① 「令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通知書（進学先提出用）」の原本を学生支援課に提出してください。
- ② 「授業料等減免対象者の認定に関する申請書（大学所定様式）」を学生支援課に提出してください。
- ③ 減免の決定は、提出された書類の審査を経て決定されますので5月以降になる予定です。決定しましたら、申請者に通知します。
- ④ 減免の決定後、減免の内容に従い納入済の「入学金」を返還いたします。

※①、②の書類提出日等については、2月中旬頃に発送します「入学手続」冊子にてお知らせします。

（ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。）

〒818-0193

福岡県太宰府市五条四丁目16番1号

福岡女子短期大学 入試広報課

TEL092-922-2483(平日9時～17時)

FAX092-922-6453